

A 重油（松原ポンプ場用）

仕様書

（ 一 般 ）

第 1 条 本仕様書にて購入する A 重油（松原ポンプ場用）（以下「A 重油」という。）は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）において非常用発電設備用として使用するものである。

（関係法令等の遵守）

第 2 条 A 重油納入者（以下「納入者」という。）は、A 重油の納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

（ 品 質 ）

第 3 条 本仕様書に基づき納入する A 重油は、次の品質規格に適合すること。

JIS K2205（1 種 1 号）に基づき下表に適合する製品とする。

項 目	規 格
種類	1 種 1 号
反応	中性
引火点[℃]	60 以上
動粘度(50℃)[mm ² /s]	20 以下
流動点	5 以下
残留炭素質量%	4 以下
水分容積%	0.3 以下
灰分質量	0.05 以下
硫黄分質量%	0.5 以下

（ 品質の検査 ）

第 4 条 落札候補者は、前条に示した項目に適合することを証明する品質証明書を企業団に提出しなければならない。

2 納入者は、納入の際、企業団職員立会いを受けなければならない。

3 納入した A 重油が、前項の品質証明書により確認できない場合、地下タンクへ圧送してはならない。万一、地下タンクへ圧送した場合は納入者の責任により取り替えるものとする。また、地下タンクに残存している A 重油と前条の規格等に適合しない A 重油が混合した場合は、槽内全量を速やかに、かつ支障のないように納入者の責任により取り替え等を行うものとする。

（ 納 入 ）

第 5 条 納入場所は松原ポンプ場（松原市上田六丁目地内）とし、企業団職員の指示する地下燃料タンクに納入すること。

2 納入者は、納入に先立って企業団職員に納入日時の指示を受け、その指示された日時に A 重油を納入しなければならない。納入日時は、原則として

閉庁日を除く午前 9 時から午後 4 時 3 0 分までとする。ただし、緊急時はこの限りではない。

3 納入者は、次の各号に掲げる事項を納入計画書として作成し、企業団の承認を得なければならない。

- (1) 納入に関する取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）の経歴書
- (2) 運搬経路図
- (3) 緊急時の連絡体制表
- (4) 納入作業を行う者（以下「納入従事者」という。）の運転免許証及び取扱いに必要な資格証の写し及び名簿
- (5) 納入に使用する車両（以下「タンクローリー」という。）の車検証の写し及び写真（車両前面、側面各 1 枚）
- (6) 納入手順書

（設 備）

第 6 条 場内道路にタンクローリーを停車して給油する際、納入用ホース長は 12 m 程度必要である。

場内の地下タンクは 50kL/基×4 基であり、それぞれに 6 5 A の給油口が設置されている。

場内道路は幅員 5 m 程度である。

2 納入者は、タンクローリーの納入用ホースと企業団受入れ口を接続するアダプター管を、必要に応じて納入時に用意しなければならない。

（購入数量）

第 7 条 A 重油購入予定数量は 12,000 L とする。

（契約期間）

第 8 条 契約期間は、契約締結の日から令和 7 年 3 月 1 4 日までとする。

（疑義等の決定）

第 9 条 この仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、企業団及び納入者協議のうえこれを定める。